

社会福祉法人みどりのくに 評議員及び役員等に係る報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりのくに（以下「法人」という。）の評議員並びに理事、監事、苦情解決第三者委員及び評議員・選任解任委員（以下「役員等」という。）への報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員及び役員等が次の各号に該当する職務に従事する場合に報酬を支給することができる。

- (1) 評議員選任・解任委員会に出席した場合
- (2) 評議員会に出席した場合
- (3) 理事会に出席した場合
- (4) 行政の実施する監査等に立ち会う場合
- (5) 監事監査の実施に出席した場合
- (6) 真駒内保育園利用者等からの苦情解決のため、役員等が活動をした場合
- (7) その他法人及び真駒内保育園の運営に関して、理事長が必要と認める活動に従事した場合

(報酬の額)

第3条 前条各号に該当する業務に従事した場合の報酬の額は、従事した1日あたりについて、15,000円を支給する。

(規程の委任)

第4条 役員等が法人、真駒内保育園業務のために札幌市外に移動する場合の諸経費の支弁については、別に定める「社会福祉法人みどりのくに旅費規程」の定めるところによる。

(除外規定)

第5条 法人の運営する施設の職員が、理事として参加している場合にあつては、前条及び第2条の規定は適用しない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うこととする。

附 則

この規程は、平成18年10月19日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月12日より施行する。